

全建労発第13号
令和6年4月30日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公印省略 〕

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画 の策定について

平素より本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下本指針）が策定されたところです。

これまで、本指針の貴会会員企業（以下会員企業）への周知及び内容に沿った団体単位の「自主行動計画」の策定、会員企業単位の「パートナーシップ構築宣言」の策定・見直し、12の行動指針について把握・集計する取組等について、国土交通省より要請があり、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について」（令和6年1月5日付け全建事発第101号）及び「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の対応について」（令和6年2月8日付け全建労発第065号・全建事発第117号）にて、各都道府県建設業協会に対応を依頼したところです。

その後、3月13日に行われた政労使の意見交換の場において、岸田総理より、「労務費の価格転嫁の強化に向けて、特定業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等について加速が必要不可欠」との趣旨の発言があり、国土交通省より改めて、団体単位の自主行動計画の策定・見直しについて、特に優先して取り組むよう本会に要請がありました。

こうした状況のもと、会員企業が建設業従事者の処遇改善に向けて、労務費の適切な転嫁を実現し、公正な競争を阻害することのないよう、本指針に基づき「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」（以下本計画）を策定し、4月26日の理事会で承認いただいたところです。本計画においては、会員企業の実態に合わせて、表現の変更や例示の追加、スライド条項の項目等を盛り込んでおります。

つきましては、会員企業に周知いただくとともに、貴会におかれましても、本計画の取組を推進いただきますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 古田・菅原